

2011年7月20日

日本労働社会学会
会員各位

日本労働社会学会
代表 木本喜美子

東日本大震災被災者に対する会費の免除措置について

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

日本労働社会学会では、被災された会員の皆様の研究活動を微力ながらも支援したいと考え、下記の通り、2012年度年会費の免除ならびに2010年、2011年度の会費支払い猶予措置を実施することにいたしました。対象は、地震や津波による直接の被災だけでなく、福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされたことによって研究活動に支障をきたした会員も対象といたします。また、院生会員につきましては、直接、被災された会員のほか、帰省先ご家族が被災された場合も対象となります。

1. 東日本大震災被災者の2012年度会費の免除について

免除は自己申告になっています。免除措置を希望される方は、学会HPより「東日本大震災被災者の2012年度会費免除申請書」をダウンロード・必要事項記入の上、下記の申請先宛にメールあるいは郵送にてお送りください。

なお、既に2012年度年会費を納入済みの方で免除申請が受理された場合は、お支払い頂いた金額を2013年度の年会費にあてさせていただきますので予めご了承下さい。

2. 東日本大震災被災者の2010年度、2011年度の支払い猶予について

2011年度までの会費が未納の方で、東日本大震災被災者で被災された会員の2010年度、2011年度会費の納入期限を、2012年9月30日まで1年間延長することが承認されました。

お知り合いで被災された会員の方をご存じの方は、この件についてお伝えいただければ幸いです。

■会費免除の申請先・問い合わせ先■

日本労働社会学会事務局

現在の事務局については下記URLで確認してください。 <http://jals.jp/blog/?cat=12>